

群馬県交通安全教育
アクション・プログラム

平成27年12月

群馬県

第1 計画策定の基本的な考え方

1 現状と課題

本県では、人口10万人当たりの人身事故発生件数及び全自転車事故に占める高校生の自転車事故の割合並びに運転免許取得後1年以内の初心運転者事故者率が全国ワースト上位にあるため、交通安全対策を一層推進し、交通事故の減少に向けた取組の強化を図る必要があります。

2 計画策定の背景

平成26年12月施行の群馬県交通安全条例に基づき、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を実施するとともに、群馬県の交通安全対策に関する決議（※）により、交通安全教育のためのアクション・プログラムを作成することとされました。

（※）群馬県の交通安全対策に関する決議

1. 小・中・高校生に対する自転車運転のマナーアップを含めた交通安全教育のためのアクション・プログラム（行動計画）を、知事部局、教育委員会、警察本部の各関係部局で連携して作成のうえ推進すること。

3 計画策定の目的

交通安全教育の実施により、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通安全に関する思想、知識及び態度を身に付け、生涯を通じて車社会で生きていく力を養い、悲惨な交通事故を限りなくゼロに近づけることを目的とします。

4 計画の位置付け

- （1）群馬県交通安全条例及び群馬県の交通安全対策に関する決議に基づき、幅広い年齢層に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を具体的に実施するための計画として策定します。
- （2）この計画は、国が定める交通安全基本計画、群馬県交通安全計画及び交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に沿って策定します。

5 計画期間

平成27年（2015年）度を初年度に、平成32年（2020年）度を目標年度とする6年間とします。

6 計画の構成

第1 計画策定の基本的な考え方

- 1 現状と課題
- 2 計画策定の背景
- 3 計画策定の目的
- 4 計画の位置付け

- 5 計画期間
- 6 計画の構成
- 7 負傷者数等で見たと各年齢層ごとの交通人身事故の状況
- 8 計画の目標
- 9 計画の推進

第2 計画の特徴

第3 交通安全教育の内容

- 1 学校等における児童生徒等に対する交通安全教育の内容について
- 2 大学生等（※）、成人及び高齢者に対する交通安全教育の内容について

第4 具体的な施策

- 1 学校等における児童生徒等に対する交通安全教育施策について
- 2 大学生等、成人及び高齢者に対する交通安全教育施策について

第5 群馬県の交通を取り巻く状況

（※）大学生等

大学（短期大学及び大学院を含む）、高等専門学校、専修学校及び各種学校に在籍する者。

7 負傷者数等で見たと各年齢層ごとの交通人身事故の状況

（出典：平成26年 群馬の交通事故統計 群馬県警察本部）

（1）未就学児（幼稚園・保育園）

幼・園児の負傷者数407人中、自動車同乗中の366人（90.0%）が最も多く、次に歩行中の35人（8.6%）となっています。

（2）小学生

小学生の負傷者数572人中、自動車同乗中の336人（58.7%）が最も多く、次に自転車乗用中の119人（20.8%）と歩行中の117人（20.5%）となっています。

（3）中学生

中学生の負傷者数506人中、自転車乗用中の348人（68.8%）が最も多く、次に自動車同乗中の143人（28.3%）となっています。

（4）高校生

高校生の負傷者数874人中、自転車乗用中の682人（78.0%）が最も多く、次に自動車同乗中の130人（14.9%）となっています。

（5）大学生等、成人

大学生等の負傷者数15,426人中、自動車乗車中の13,263人（86.0%）が最も多くなっています。

なお、本県の交通人身事故のうち、追突事故と出会い頭事故が全体の7割強を占め、若者（16歳以上24歳以下の年齢層）についても6割強となっています。

（6）高齢者

高齢者の負傷者数2,868人中、自動車乗車中の1,985人（69.2%）が最も多く、次に自転車乗用中の429人（15.0%）及び歩行中の321人（11.2%）となっています。

8 計画の目標

（1）目標年 平成32年

平成27年度に策定する「第10次群馬県交通安全計画」の終了年度（平成32年度）に合わせて設定しました。

（2）達成目標

計画の目的である「生涯を通じて車社会で生きていく力を養い、悲惨な交通事故を限りなくゼロに近づける」ため、「7 負傷者数等で見たと各年齢層ごとの交通人身事故の状況」などを踏まえ、各年齢層ごとの目標を設定しました。

① 未就学児（幼稚園・保育園）

基本的な交通ルールと交通マナーを理解し、安全に自動車に乗車できるようにするとともに、歩行者として安全に道路を通行できるようにします。

② 小学生

基本的な交通ルールと交通マナーを理解し、安全に自動車に乗車できるようにするとともに、安全に自転車を利用して道路を通行したり、歩行者として安全に道路を通行できるようにします。

③ 中学生

自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得し、道路を通行する場合は思いやりをもって、他の人々の安全にも配慮できるようにします。

④ 高校生

自転車の利用者及び二輪車の運転者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得するとともに、交通社会の一員として責任をもって行動することができるような社会人を育成します。

⑤ 大学生等、成人

特に、初心運転者や若者の運転者については、正しい運転の技能及び知識が定着しておらず、逸脱した運転方法が身に付いてしまうことがあるため、安全運転に必要な技能及び知識の定着を図るようにします。

⑥ 高齢者

加齢に伴う身体機能の変化等を踏まえ、歩行者として安全に道路を通行したり、

自動車を安全に運転するために必要な技能及び知識を習得できるようにします。

(3) 数値目標

本県では、全自転車事故に占める高校生の自転車事故の割合が全国ワースト上位にあり、高校生の自転車事故の防止対策が喫緊の課題となっていますが、中学生の段階から自転車の事故が増加しています。

このため、高校生はもとより、中学生を含めた自転車事故の防止対策が重要であると考え、中学生及び高校生の関係する自転車事故発生件数を数値目標として設定し、事故防止のための取組について重点的に実施します。

○中学生の関係する自転車事故発生件数

平成26年を基準年とし、6年後の平成32年中の発生件数を20%削減する。

※ 基準年の状況（平成26年）	→	目標年の状況（平成32年）
347件		277件

○高校生の関係する自転車事故発生件数

平成26年を基準年とし、6年後の平成32年中の発生件数を30%削減する。

※ 基準年の状況（平成26年）	→	目標年の状況（平成32年）
689件		482件

9 計画の推進

この計画を効果的なものとするために、施策の効果や課題等を1年ごとに点検・評価し、その結果を次年度以降の取組に反映させて推進します。

第2 計画の特徴

1 参加・体験・実践型の教育手法の活用

安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、特に中学校及び高等学校において、自転車を利用した参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用します。

2 社会情勢等に応じた交通安全教育

交通安全教育の具体的な内容については、交通事故の発生状況や道路交通に関する制度改正の動向等を踏まえ、社会情勢等の変化に対応したものとします。

3 関係機関・団体との連携

交通安全教育を行う関係機関や団体は、交通安全教育に関する情報を交換し、相互に連携を図りながら交通安全教育を行います。

第3 交通安全教育の内容

1 学校等における児童生徒等に対する交通安全教育の内容について

「(別紙1) 学校等における児童生徒等に対する交通安全教育の内容について」のとおり。

2 大学生等、成人及び高齢者に対する交通安全教育の内容について

「(別紙2) 大学生等、成人及び高齢者に対する交通安全教育の内容について」のとおり。

第4 具体的な施策

1 学校等における児童生徒等に対する交通安全教育施策について

※ 「(別紙3-1、3-2) 群馬県交通安全教育アクション・プログラム全体計画」のとおり。

「学校等における児童生徒等に対する交通安全教育施策」については、各学校等が主体となり、関係団体と連携して取り組む主な施策について記載しました。なお、各施策については、各学校や地域の実情、児童生徒の発達段階等により、実施が困難な施策や必要性の低い施策もあるため、各学校等において実施の可否を判断します。

(1) 未就学児（幼稚園・保育園）

・幼児交通安全教室

市町村と警察等が協力し、交通ルール、横断歩道の渡り方、信号機の正しい見方等について学ぶ交通安全教室を実施します。

(2) 小学生

① 共通

・交通安全教育（指導）

関係機関と協力し、計画的に交通安全教育（指導）を実施します。

② 1・2年

・新入生への県下一斉交通安全講話

警察と交通安全協会等が協力し、入学間もない1年生児童を交通事故から守るた

め、新入学時における県下一斉の交通安全講話を行います。

③ 3・4年

・自転車乗り方教室

警察と交通安全協会等が協力し、児童の自転車事故を防止するため、自転車を利用する機会が増える主に3・4年生児童を対象に、自転車乗り方教室を実施します。

④ 5・6年

・交通安全子供自転車大会

交通安全協会、県、警察及び群馬県自転車協同組合等が協力し、自転車の安全な乗り方を学び習得するために、交通安全子供自転車大会を開催します。

(3) 中学生

① 共通

・交通安全教育（指導）

関係機関と協力し、計画的に交通安全教育（指導）を実施します。

・自転車乗り方教室

警察等が協力し、中学生の自転車事故を防止するため、自転車乗り方教室を実施します。

・自転車安全点検・整備【拡充】

群馬県自転車協同組合が協力し、自転車の安全な利用に必要な自転車の安全点検

・整備を各学校で実施します。

② 重点事業

・協力企業との連携による自転車の安全教室【新規】

協力企業と連携し、自転車事故を防止するため、県内数カ所の中学校を対象に参加・体験・実践型の自転車の安全教室を実施します。

(4) 高校生

① 共通

・交通安全教育（指導）

関係機関と協力し、計画的に交通安全教育（指導）を実施します。

② 重点事業

・協力企業との連携による自転車の安全教室【拡充】

教育委員会、警察及び協力企業が連携し、高校生の自転車事故を防止するため、1年生を対象に参加・体験・実践型の自転車の安全教室を実施します。

・自転車安全点検・整備【拡充】

群馬県自転車協同組合が協力し、自転車の安全な利用に必要な自転車の安全点検

・整備を各学校で実施します。

・ **高校生自転車安全運転啓発チラシ【新規】**

県と教育委員会が協力し、自転車の危険運転における運転者講習の義務化（平成27年6月1日改正道路交通法）のチラシを作成し、新入学1年生に配布して、自転車安全運転の啓発を行います。

・ **自転車指導警告票の交付データ等を活用した交通安全教育・指導【新規】**

教育委員会と警察が協力し、自転車指導警告票の交付、交通事故の多い地域や学校等を対象に交通安全教育に重点的に取り組みます。

・ **自転車検定（ミニテスト）【新規】**

教育委員会と警察が協力し、自転車の利用に必要な基本的な交通ルールに関する短時間小テストを実施して交通法規等の再確認を促し、交通安全意識の高揚を図ります。

・ **二輪車マナーアップ講習会【拡充】**

警察、群馬県二輪車安全運転指導員協議会、群馬県オートバイ事業協同組合及び交通安全協会等が協力し、二輪車の安全な乗車に必要な技能や交通安全に対する望ましい態度を育成するため、二輪車免許取得者を対象に二輪車マナーアップ講習会を開催します。

・ **プレ運転者交通安全教室【新規】**

警察が協力し、初心運転者の交通事故防止を図るため、卒業予定の3年生を対象に交通安全講話を実施します。

・ **四輪車に関する教室【拡充】**

警察が協力し、四輪車の特性や事故状況とその原因等について学ぶ四輪車に関する教室を実施します。

・ **中学生、高校生サイクルサミット【拡充】**

教育委員会が主催し、警察と自動車教習所が協力して、中学生と高校生の代表者等による交通事故の防止のための協議会を開催し、交通安全意識の高揚を図ります。

・ **交通安全指導者養成講習会【新規】**

県と教育委員会が主催し、協力企業と連携して、高校生の自転車事故を防止するための交通安全教室を各学校が主体的に行えるよう、教員向けの講習会を開催します。

・ **危険な状況を再現した自転車安全指導研修会【新規】**

県と教育委員会が主催し、警察と自動車教習所が協力して、道路への飛び出し等の危険な状況を再現した教員向けの研修会を実施し、交通安全教室を行うために必要な知識等の習得を図ります。

2 大学生等、成人及び高齢者に対する交通安全教育施策について

※ 「(別紙3-2)群馬県交通安全教育アクション・プログラム全体計画」のとおり。

「大学生等、成人及び高齢者に対する交通安全教育施策」については、県及び警察が主体となり、関係団体と連携して取り組む主な施策について記載しました。

(1) 大学生等、成人

① 重点事業

・初心運転者に対する交通安全教室【新規】

初心運転者の交通事故防止を図るため、大学、短期大学及び専修学校の入学時オリエンテーション等の場を活用した交通安全教室を推進します。

・指定モデル校反射材着用促進【新規】

大学の駅伝部等をモデル校として指定し、若者に対する反射材の着用促進を図ります。

・秋のグッドライダーミーティング二輪車指導員養成講習会【新規】

交通安全協会が主催する秋のグッドライダーミーティングにおいて、二輪車安全運転指導員養成講習会を開催し、二輪車指導者の育成を推進します。

(2) 高齢者

① 重点事業

・群馬県高齢者交通安全教室【拡充】

県と群馬県老人クラブ連合会及びふれあい・いきいきサロン（群馬県社会福祉協議会）が連携し、警察、交通安全協会、市町村による高齢者を対象とした交通安全教室を推進します。

第5 群馬県の交通を取り巻く状況

1 群馬県の交通事故発生状況（平成26年中）

① 人身事故発生件数 16,316件（人口10万人当たり全国5位）

② 負傷者数 20,649人（ ” ” ）

※ いずれも、平成16年をピークに10年連続して減少

③ 平成26年の死者数 67人（人口10万人当たり全国33位）

※ 昭和28年の統計を取り始めてから最少

2 群馬県の自転車が関係した事故発生状況（平成26年中）

・自転車が関係した交通人身事故発生件数

2,556件（全国10位）

3 群馬県の自動車保有状況（平成27年3月末現在）

・自動車1台当たりの人口 1.13人（全国1位）

4 群馬県の運転免許証所持状況（平成27年3月末現在）

・運転免許証所持率 70.66%（全国1位）